



宮崎死刑囚に刑執行

連続殺人 誘拐少女

事件発生から20年

確定2年余り 鳩山法相、計13人に ほかの2人も

鳩山邦夫法相は十七日、東京、大阪両拘置所で幼女四人連続誘拐殺人事件の宮崎勤死刑囚(45)ら三人の死刑を執行したと発表した。宮崎死刑囚

の裁判は刑事責任能力が争われ、約十六年に及んだが、執行は確定から約二年四カ月後だった。発表会見で鳩山法相は「慎重の上にも慎重に検討した結果、絶対に誤りがないと自信を持って執行できる人を選んだ。数日前に執行を命令した。正義の実現のためには肅々とやるのが正しいと信じている」と述べた。

鳩山法相による死刑執行は昨年十二月以降四回目で計十三人。死刑が三年余りの中断後再開された一九九三年以降、最多だった長勢甚遠前法相の十人を超えた。今回の執行で確定死刑囚は百二人となった。

確定判決によると、宮崎死刑囚は八八年から八九年にかけて、埼玉県と東京都の四―七歳の女児が次々に連れ去り、首を絞めて殺害。遺体を切断したり、骨を焼くなどした。また遺族宅に骨を入れた段ボール箱を置いたり、新聞社に「今田勇子」名で犯行声明を送るなど、異常な行動や、公判での意味不明な言動が注目を浴びた。

山崎死刑囚は共犯者とともに、八五年に宮城県の主婦(当時49)、九〇年に香川県の食品販売業の男性(当時48)をそれぞれ殺害。最初の事件では、支払われた保険金から約七百万円の報酬を得た。

公判では、一審東京地裁が二度にわたり精神鑑定を実施。完全責任能力を認める「人格障害」、責任能力を一部否定する「統合失調症」「解離性同一性障害(多重人格)」と三通りの鑑定書が提出された。

同地裁は「人格障害」の鑑定を採用し、死刑を言い渡した。東京高裁、最高裁も完全責任能力を認め、二〇〇六年二月に死刑が確定した。



1989年8月20日、女児を車に誘った現場付近で実況見分に立ち会う宮崎勤容疑者(中央左) 東京都江東区

幼女連続殺人事件の経過

- 1988年8月・埼玉県入間市で4歳女児が失跡
- 10・同県飯能市で7歳女児が失跡
- 12・同県川越市で4歳女児が失跡、遺体発見
- 89・2・入間市の女児宅に遺骨と箱が放置され、「今田勇子」を名乗る人物から犯行声明
- 6・東京都江東区で5歳女児が失跡、遺体発見
- 7・東京都八王子市で、警視庁が女児への強制わいせつの現行犯で宮崎勤死刑囚を逮捕
- 8-10・4件の誘拐殺人を自供、起訴
- 90・3・東京地裁の初公判で殺意を否認
- 92・4・精神鑑定の結果判明、「人格障害はあるが、善悪の判断はできた」と刑事責任能力を肯定。弁護側、再鑑定を求める
- 95・2・2回目の鑑定結果判明、「多重人格が主体の反応性精神障害」「統合失調症」とする2種類の鑑定結果が出され、いずれも責任能力を一部否定
- 97・4・東京地裁が完全責任能力を認め、死刑判決
- 2001・6・東京高裁も死刑支持
- 06・1-2・最高裁が被告の上告棄却、死刑確定
- 08・6・17・死刑執行